

株式会社 進学会ホールディングス 定款

目 次

目 次	2
第1章 総 則	1
第1条 (商号)	1
第2条 (目的)	1
第3条 (本店の所在地)	2
第4条 (機関)	3
第5条 (公告方法)	3
第2章 株 式	3
第6条 (発行可能株式総数)	3
第7条 (単元株式数)	3
第8条 (単元未満株式の買増し)	3
第9条 (株主名簿管理人)	3
第10条 (株式取扱規則)	3
第11条 (基準日)	4
第3章 株 主 総 会	4
第12条 (招集)	4
第13条 (決議方法)	4
第14条 (議決権の代理行使)	4
第15条 (議長)	4
第16条 (電子提供措置等)	4
第4章 取締役及び取締役会	5
第17条 (取締役の員数)	5
第18条 (取締役の選任)	5
第19条 (取締役の任期)	5
第20条 (代表取締役及び役付役員)	5
第21条 (顧問及び相談役)	6
第22条 (取締役の報酬等及び退職慰労金)	6
第23条 (取締役会の招集権者及び議長)	6
第24条 (取締役会の招集通知)	6
第25条 (取締役会の決議方法)	6
第26条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)	6
第27条 (取締役の責任免除)	7
第5章 監査等委員会	7
第28条 (常勤の監査等委員)	7
第29条 (招集通知)	7
第30条 (決議方法)	7
第31条 (監査等委員会規程)	7
第6章 会計監査人	7
第32条 (選任)	8
第33条 (任期)	8
第34条 (報酬等)	8
第7章 計 算	8
第35条 (事業年度)	8
第36条 (剰余金の配当等の決定機関)	8
第37条 (剰余金の配当の基準日)	8
第38条 (配当金の除斥期間)	8

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は株式会社進学会ホールディングスと称し、英文ではSHIN GAKUKAI HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 学習指導並びに進学指導。
2. 幼稚園，保育所，託児所の経営並びにこれらに関するコンサルティング業務。
3. 外国語の会話指導。
4. 国家試験資格取得受験指導。
5. コンピューター教育の受託。
6. 学習塾，語学教室及びカルチャースクール等知識・技能の習得に関する事業のフランチャイズ業務及びコンサルティング業務。
7. 広告宣伝の企画，制作業務及び広告代理店業務。
8. 電子計算機による計算並びに業務調査コンサルティング。
9. 損害保険代理及び生命保険の募集に関する業務。
10. 飲食店，喫茶店，ホテル・旅館，温泉施設，プレイガイドの経営。
11. 文化教室，スポーツ教室，スポーツ施設及び展示会場の設置・管理・運営に関する事業及び各種スポーツ教室の企画・運営・コンサルティング業務。
12. コンピューター及び周辺機器の販売。
13. コンピューターソフトウェアの開発並びに販売。
14. 書籍，雑誌，教科書，教材品の印刷，電子出版，録音及び販売。
15. 各種製版，印刷，製本加工，写真撮影並びにその製品の販売。
16. 事務用機械器具，医療用機械器具，電子応用機械器具並びに関連諸用品の販売。
17. 衣料品，食料品，日用品雑貨，電気製品，通信機器，家具，什器，自動車用品，スポーツ用品，医薬品，医薬部外品，医療器具，健康器具，健康食品，化粧品，装飾品雑貨の小売，製造，加工，卸売及び輸出入業務。

18. 動産のリース及び金銭貸付業。
19. 不動産の売買，斡旋，賃貸借，管理，仲介並びに鑑定業。
20. 建築，営繕の請負及び建築資材の販売。
21. 冷房器具の販売及び取付け又は取外しに係る工事の請負。
22. ビルメンテナンス業。
23. 株式，社債等有価証券及び外国通貨の取得，保有，売却，管理及び運用業務。
24. 人材派遣業務。
25. 企業，団体及び個人向けのイベント，研修会，講習会などの各種教育事業に関する企画，立案，制作，運営並びにコンサルティング業務。
26. 企業の経営，管理及び株式上場に関する指導，事務代行及びコンサルティング業務。
27. 企業の提携，合併，買収の仲介及びコンサルティング業務。
28. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業とそれらの代行業業。
29. 介護サービス事業。
30. 老人ホーム，療養施設，サービス付き高齢者向け住宅の経営及び賃貸並びに介護保険法に基づく居宅介護支援事業。
31. 映画，映像ソフト及び音声ソフトの企画，制作，取得，管理及び販売。
32. 結婚相談，冠婚葬祭に関する情報の提供及び仲介斡旋並びにその他ブライダル関連事業。
33. コインランドリーの経営。
34. 道路運送事業。
35. ゴルフ練習場及びゴルフ場の経営。
36. 倉庫業。
37. 前各号に附帯する一切の業務。

②前項に定めるもののほか、当社は前項に定める会社等に対する経営コンサルティング業並びに関連業務を営むことを目的とする。

③前2項に定めるもののほか、当社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運用業務及びこれらの代行業務を営むことを目的とする。

第3条（本店の所在地）

当社は本店を札幌市白石区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、47,600,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

第9条（株主名簿管理人）

当社は株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって設定し、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第10条（株式取扱規則）

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱は、法令または本定

款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 11 条（基準日）

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条（招集）

定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。

- ② 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集する。
- ③ 株主総会の日時及び決議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。

第 13 条（決議方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

第 14 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第 15 条（議長）

株主総会の議長は、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれに当たる。

- ② 代表取締役会長及び代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役の 1 名がこれに当たる。

第 16 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対し交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は15名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

第18条（取締役の選任）

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社の取締役の選任決議については累積投票によらない。
- ④ 当社の監査等委員である取締役の補欠の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第19条（取締役の任期）

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第20条（代表取締役及び役付役員）

当社は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役会長、代表取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を選任することができる。

第 21 条（顧問及び相談役）

当会社が取締役会の決議により顧問又は相談役若干名を置くことができる。

第 22 条（取締役の報酬等及び退職慰労金）

当会社の取締役の報酬等及び退職慰労金は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により定める。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 代表取締役会長及び代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役の 1 名がこれに当たる。
- ③ 前 2 項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は取締役会を招集することができる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 28 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 29 条（招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 30 条（決議方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員会の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 31 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 32 条（選任）

当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 33 条（任期）

当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 34 条（報酬等）

当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 35 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、3 月 31 日を決算期とする。

第 36 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 37 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日、中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。

- ② 当会社は前項のほか、取締役会決議によって、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 38 条（配当金の除斥期間）

配当金が支払開始の日から 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払いの配当金については利息を支払わない。